

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月10日
【四半期会計期間】	第92期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	東洋建設株式会社
【英訳名】	TOYO CONSTRUCTION CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 毛利 茂樹
【本店の所在の場所】	大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号
【電話番号】	06（6209）8711
【事務連絡者氏名】	大阪本店 総務部長 春口 喜与彦
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区青海二丁目4番24号
【電話番号】	03（6361）5450
【事務連絡者氏名】	管理本部 総務部長 宮崎 敦
【縦覧に供する場所】	東洋建設株式会社 本社 （東京都江東区青海二丁目4番24号） 東洋建設株式会社 東関東支店 （千葉県中央区院内一丁目12番8号） 東洋建設株式会社 横浜支店 （横浜市中区山下町25番地15） 東洋建設株式会社 名古屋支店 （名古屋市中区錦一丁目17番13号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第91期 第3四半期連結 累計期間	第92期 第3四半期連結 累計期間	第91期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年12月31日	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(百万円)	89,336	72,422	122,113
経常利益(百万円)	4,357	100	3,369
四半期(当期)純利益(百万円)	2,637	509	1,217
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,685	741	1,269
純資産額(百万円)	23,487	22,408	22,079
総資産額(百万円)	101,117	92,666	98,768
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	7.59	1.38	3.33
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益(円)	6.55	1.27	3.02
自己資本比率(%)	22.5	23.5	21.6

回次	第91期 第3四半期連結 会計期間	第92期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益(円)	3.48	0.88

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高には、消費税等は含まれていない。

3. 第91期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理している。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はない。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の概況

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、東日本大震災の影響を受けた企業の生産活動や個人消費に緩やかな持ち直しの動きが見られたが、期間の後半には、欧州債務危機に端を発する世界経済の減速や長引く円高によって、景気は不透明感が増した。

建設業界においては、公共投資は東日本大震災からの本格的な復興に向けた補正予算の執行に伴い、徐々に増加した。

一方、民間投資は被災した設備の復旧などにより緩やかな回復基調にあったが、夏場以降の円高進行による製造拠点の国外シフトや海外の景気減速を受け、足踏み状態となった。

このような状況のなか、当社グループの業績は、売上高は724億円（前年同四半期比18.9%減）、営業利益は6億円（前年同四半期比87.0%減）、経常利益は1億円（前年同四半期比97.7%減）、四半期純利益は5億円（前年同四半期比80.7%減）となった。

セグメントの業績は次のとおりである。

（国内土木事業）

国内土木事業は、首都圏の陸上大型工事や震災復興関連などの受注により、受注高は548億円（前年同四半期比72.9%増）となったが、売上高（完成工事高）は繰越工事の減少により305億円（前年同期比45.4%減）、セグメント利益は2億円（前年同四半期比95.4%減）となった。

（国内建築事業）

国内建築事業は、市街地再開発プロジェクトや各地で医療福祉施設などの受注があったが、デベロッパーからの受注が低迷し、受注高は236億円（前年同四半期比30.3%減）、売上高（完成工事高）は繰越工事の完成により333億円（前年同四半期比51.1%増）、セグメント損失は3億円（前年同四半期はセグメント損失3億円）となった。

（海外建設事業）

海外建設事業は、ケニア共和国における港湾施設建設工事などの受注により、受注高は267億円（前年同四半期比498.5%増）、売上高（完成工事高）は繰越工事の減少により78億円（前年同四半期比23.0%減）、セグメント利益は5億円（前年同四半期比101.3%増）となった。

（不動産事業）

不動産事業は、主に販売用不動産の売上などで、売上高は5億円（前年同四半期比41.8%減）、セグメント利益は2億円（前年同四半期比16.6%増）となった。

（その他事業）

その他事業は、損害保険代理店業及び物品の販売・リース事業などで、売上高は9千万円（前年同四半期比9.3%減）、セグメント損失は1千万円（前年同四半期はセグメント損失9百万円）となった。

(2)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はない。

(3)研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における研究開発費は、228百万円である。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動について重要な変更はない。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	570,000,000
優先株式	18,294,000
計	588,294,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	389,185,707	400,355,919	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
第二回優先株式 (行使価額修正条 項付新株予約権付 社債券等)	2,100,000	-	-	(注)
計	391,285,707	400,355,919	-	-

(注) 1. 第二回優先株式は、株価の下落により取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が増加するが、その修正の時期、修正の基準及び取得価額の下限は以下のとおりである。

修正の時期：平成21年4月1日から平成25年3月31日まで、毎年4月1日(転換価額修正日)

修正の基準：各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)

修正価額の下限：当初転換価額の70%

2. 第二回優先株式の内容は次のとおりである。

(1)優先配当金

優先配当金の額

第二回優先株式1株当りの優先配当金(以下「第二回優先配当金」という。)の額は、平成18年3月31日に終了する事業年度までは無配とする。

平成18年4月1日に開始する事業年度以降は、第二回優先株式の発行価額(250円)に、それぞれの事業年度ごとに下記の年率(以下「第二回優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。第二回優先配当金の額は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。計算の結果が25円を超える場合は、第二回優先配当金の額は25円とする。

第二回優先配当年率は、平成18年4月1日以降、次回年率修正日(下記に定義される。)の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第二回優先配当年率} = \text{日本円TIBOR}(6\text{ヶ月物}) + 2.00\%$$

第二回優先配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「年率修正日」は平成19年4月1日およびそれ以降の毎年4月1日とする。

「日本円TIBOR(6ヶ月物)」は、平成18年4月1日および同年10月1日または各年率修正日およびその直後の10月1日(これらの日が銀行休業日の場合は前営業日)(以下「優先配当決定基準日」という。)の2時点において、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会連合会によって公表される数値の平均値を指すものとし、優先配当決定基準日に日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合、当該平均値の算出に当っては、同日(当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示

されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR 6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを用いる。

非累積条項

ある事業年度において、第二回優先株式を有する株主(以下「第二回優先株主」という。)または第二回優先株式の登録質権者(以下「第二回優先登録質権者」という。)に対して支払われる1株当たり利益配当金の額が上記に定める第二回優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第二回優先株主または第二回優先登録質権者に対しては、第二回優先配当金を超えて配当は行わない。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第二回優先株主または第二回優先登録質権者に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録質権者に先立ち、第二回優先株式 1 株につき250円を支払う。第二回優先株主または第二回優先登録質権者に対しては、250円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 買受けまたは消却

当社は、いつでも第二回優先株式を買い受け、または利益により消却することができる。

(4) 普通株式への転換予約権

第二回優先株主は、下記に定める条件に従い、下記 に定める期間内に転換を請求することにより、1 株につき下記 ないし に定める転換価額により、第二回優先株式を当社普通株式に転換することができる。

転換請求期間

平成20年4月1日より平成25年3月31日までとする。

転換により発行する株式の内容

当社普通株式

転換により発行すべき普通株式数

第二回優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第二回優先株主が転換請求のために提出した第二回優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

当初転換価額

当初転換価額は47.4円とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成21年4月1日から平成25年3月31日まで、毎年4月1日（以下、それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間の初日から転換価額修正日の前日までの日に、下記 で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記 に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される）。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の70%（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記 により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の100%（以下「上限転換価額」という。ただし、下記 により調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

転換価額の調整

A. 当社は、第二回優先株式発行後、本号B. に掲げる各事由により、当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当りの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

B. 転換価額調整式により第二回優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 本号D.(口)に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合。

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ロ) 株式分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、分配可能額から資本に組み入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該分配可能額の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前転換価額をもって転換により} \\ \text{当該期間内に発行された株式数} \end{array}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 本号D.(口)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券

券または新株予約権の行使によって発行される普通株式1株あたりの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

C. 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

D.(イ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本号B.(口)ただし書の場合は株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式

の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ハ) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

E. 当社は、本号B.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

(イ) 株式の併合、資本の減少、会社法第762条に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ロ) その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(ハ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

東京都江東区東砂七丁目10番11号

転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第二回優先株式の株券が、上記 に記載する転換請求受付場所に到達したときに発生する。ただし、第二回優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(5) 普通株式への強制転換（提出会社の決定による当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項の有無）

当社は、いつでも第二回優先株式を買い受け、または利益により消却することができる。また、第二回優先株式のうち、平成25年3月31日までに転換請求のなかった第二回優先株式は、平成25年4月1日以降の日で取締役会の決議にて定める日（以下「強制転換日」という。）において、取締役会の決議により、第二回優先株式1株の発行価額を強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が50円を下回るときは、第二回優先株式は、第二回優先株式1株の発行価額を50円で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。上記により各第二回優先株主に対し発行される普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第235条第2項に定める株式分割または併合の場合に準じてこれを取扱う。

(6) 期中転換または強制転換があった場合の取扱い

第二回優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金については、転換の請求または強制転換が4月1日から翌年の3月31日までになされたときは4月1日に転換があったものとみなしてこれを支払う。

(7) 議決権

第二回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、第二回優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前事業年度の繰越利益剰余金が20億円を超える場合に、第二回優先株主に対して第二回優先配当金全額を支払う旨の議案が前事業年度に係る定時株主総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、第二回優先株主に対して第二回優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

(8) 新株引受権等

当社は、法令に定める場合を除き、第二回優先株式について株式の併合または分割は行わない。当社は、第二回優先株主に対し、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(9) 単元株式数

単元株式数は定めていない。

(10) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

(11) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したため。

(12) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項なし。

(13) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項なし。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第3四半期会計期間 (平成23年10月1日から 平成23年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	2,550,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	13,563,829
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	47.0
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	12,456,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	68,999,185
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	45.1
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	3,639

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年10月4日 (注)1	600	380,271	-	10,683	-	2,475
平成23年10月20日 (注)2	11,968	392,239	-	10,683	-	2,475
平成23年10月27日 (注)3	1,595	393,835	-	10,683	-	2,475
平成23年11月11日 (注)4	2,550	391,285	-	10,683	-	2,475

(注)1. 自己株式消却の取締役会決議により、第二回優先株式が600,000株減少したものである。

2. 第二回優先株式の取得請求権の行使により、普通株式が11,968,085株増加したものである。

3. 第二回優先株式の取得請求権の行使により、普通株式が1,595,744株増加したものである。

4. 自己株式消却の取締役会決議により、第二回優先株式が2,550,000株減少したものである。

当第3四半期会計期間末日後、四半期報告書の提出日までの発行済株式総数、資本金等の推移

1. 平成24年1月20日付の第二回優先株式の取得請求権の行使により、普通株式が11,170,212株増加している。

2. 平成24年2月10日付の自己株式消却の取締役会決議により、第二回優先株式が2,100,000株減少し、すべての第二回優先株式が消却されている。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため記載することができないことから、直前基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしている。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二回優先株式 5,250,000	-	第二回優先株式の内容は (1) 株式の総数等 発行済株式を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 195,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 374,947,000	374,947	(注)
単元未満株式	普通株式 479,878	-	1単元(1,000株)未満の 株式
発行済株式総数	380,871,878	-	-
総株主の議決権	-	374,947	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が7,000株(議決権の数7個)が含まれている。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
自己保有株式 東洋建設株	大阪市中央区高麗橋 四丁目1番1号	195,000		195,000	0.05

(注) 発行済株式総数は、発行済普通株式数の総数である。

2 【役員の状況】

該当事項なし。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	13,832	13,175
受取手形・完成工事未収入金等	35,175	30,147 ⁴
未成工事支出金	4,045	6,109
販売用不動産	369	158
その他	9,849	6,941
貸倒引当金	32	37
流動資産合計	63,239	56,495
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物	14,200	14,230
機械、運搬具及び工具器具備品	17,990	18,076
土地	23,432	23,426
建設仮勘定	129	161
減価償却累計額	24,532	24,556
有形固定資産合計	31,220	31,337
無形固定資産	201	169
投資その他の資産		
投資有価証券	2,448	2,281
その他	1,987	2,712
貸倒引当金	329	329
投資その他の資産合計	4,107	4,663
固定資産合計	35,529	36,171
資産合計	98,768	92,666

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	32,528	29,017
短期借入金	10,522	9,366
未成工事受入金	4,193	6,756
引当金	2,012	661
その他	6,693	4,619
流動負債合計	55,950	50,421
固定負債		
長期借入金	12,324	11,977
退職給付引当金	4,566	4,464
引当金	23	21
その他	3,824	3,371
固定負債合計	20,738	19,836
負債合計	76,689	70,257
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,683	10,683
資本剰余金	2,490	2,490
利益剰余金	5,950	6,050
自己株式	13	13
株主資本合計	19,110	19,210
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	97	15
土地再評価差額金	2,235	2,626
為替換算調整勘定	68	76
その他の包括利益累計額合計	2,265	2,565
少数株主持分	703	632
純資産合計	22,079	22,408
負債純資産合計	98,768	92,666

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高		
完成工事高	88,205	71,731
兼業事業売上高	1,130	690
売上高合計	89,336	72,422
売上原価		
完成工事原価	78,758	66,706
兼業事業売上原価	797	331
売上原価合計	79,556	67,037
売上総利益		
完成工事総利益	9,446	5,025
兼業事業総利益	333	359
売上総利益合計	9,780	5,384
販売費及び一般管理費	4,853	4,745
営業利益	4,926	639
営業外収益		
受取利息	10	9
受取配当金	33	171
その他	24	46
営業外収益合計	69	227
営業外費用		
支払利息	360	396
コミットメントフィー	133	130
その他	145	240
営業外費用合計	638	766
経常利益	4,357	100
特別利益		
転身支援引当金戻入額	-	183
固定資産売却益	0	89
受取補償金	24	-
貸倒引当金戻入額	19	-
その他	0	5
特別利益合計	45	279
特別損失		
災害による損失	-	107
損害賠償損失引当金繰入額	19	-
その他	28	13
特別損失合計	47	120
税金等調整前四半期純利益	4,355	258
法人税、住民税及び事業税	287	196
法人税等調整額	1,345	397
法人税等合計	1,632	200
少数株主損益調整前四半期純利益	2,722	459
少数株主利益又は少数株主損失()	85	50
四半期純利益	2,637	509

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,722	459
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	25	87
土地再評価差額金	-	390
為替換算調整勘定	11	21
その他の包括利益合計	36	281
四半期包括利益	2,685	741
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,613	809
少数株主に係る四半期包括利益	72	68

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)																																						
1. 保証債務 連結会社以外の会社の銀行借入金について保証を行っている。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">ホテル朱鷺メッセ(株)</td> <td style="text-align: right;">101百万円</td> </tr> <tr> <td>全国漁港・漁村振興漁業協同組合連合会</td> <td style="text-align: right;">17</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">119</td> </tr> </table> また、下記の会社の住宅分譲前金保証を行っている。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">宝交通(株)</td> <td style="text-align: right;">19百万円</td> </tr> </table> 2. 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取手形割引高</td> <td style="text-align: right;">1,377百万円</td> </tr> <tr> <td>受取手形裏書譲渡高</td> <td style="text-align: right;">56</td> </tr> </table> 3. コミットメントライン 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関8社とコミットメントライン(特定融資枠)契約を締結している。 コミットメントラインに係る借入未実行残高等は次のとおりである。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">コミットメントライン契約の総額</td> <td style="text-align: right;">12,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">4,000</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,000</td> </tr> </table>	ホテル朱鷺メッセ(株)	101百万円	全国漁港・漁村振興漁業協同組合連合会	17	計	119	宝交通(株)	19百万円	受取手形割引高	1,377百万円	受取手形裏書譲渡高	56	コミットメントライン契約の総額	12,000百万円	借入実行残高	4,000	差引額	8,000	1. 保証債務 連結会社以外の会社の銀行借入金について保証を行っている。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">ホテル朱鷺メッセ(株)</td> <td style="text-align: right;">97百万円</td> </tr> <tr> <td>全国漁港・漁村振興漁業協同組合連合会</td> <td style="text-align: right;">17</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">115</td> </tr> </table> また、下記の会社の住宅分譲前金保証を行っている。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">宝交通(株)</td> <td style="text-align: right;">75百万円</td> </tr> </table> 2. 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取手形割引高</td> <td style="text-align: right;">986百万円</td> </tr> <tr> <td>受取手形裏書譲渡高</td> <td style="text-align: right;">17</td> </tr> </table> 3. コミットメントライン 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関8社とコミットメントライン(特定融資枠)契約を締結している。 コミットメントラインに係る借入未実行残高等は次のとおりである。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">コミットメントライン契約の総額</td> <td style="text-align: right;">12,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">3,000</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9,000</td> </tr> </table> 4. 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。 なお、当四半期連結会計期間の末日は金融機関の休業日であったため、次の満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれている。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">85百万円</td> </tr> </table>	ホテル朱鷺メッセ(株)	97百万円	全国漁港・漁村振興漁業協同組合連合会	17	計	115	宝交通(株)	75百万円	受取手形割引高	986百万円	受取手形裏書譲渡高	17	コミットメントライン契約の総額	12,000百万円	借入実行残高	3,000	差引額	9,000	受取手形	85百万円
ホテル朱鷺メッセ(株)	101百万円																																						
全国漁港・漁村振興漁業協同組合連合会	17																																						
計	119																																						
宝交通(株)	19百万円																																						
受取手形割引高	1,377百万円																																						
受取手形裏書譲渡高	56																																						
コミットメントライン契約の総額	12,000百万円																																						
借入実行残高	4,000																																						
差引額	8,000																																						
ホテル朱鷺メッセ(株)	97百万円																																						
全国漁港・漁村振興漁業協同組合連合会	17																																						
計	115																																						
宝交通(株)	75百万円																																						
受取手形割引高	986百万円																																						
受取手形裏書譲渡高	17																																						
コミットメントライン契約の総額	12,000百万円																																						
借入実行残高	3,000																																						
差引額	9,000																																						
受取手形	85百万円																																						

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
	当社グループの売上高は、主たる事業である建設事業において、契約により工事の完成引渡しが高第4四半期連結会計期間に集中しているため、第1四半期連結会計期間から第3四半期連結会計期間における売上高に比べ、第4四半期連結会計期間の売上高が著しく多くなるといった季節的変動がある。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費	788百万円	804百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日	普通株式	173	0.5	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金
定時株主総会	優先株式	66	6.725	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日	普通株式	347	1.0	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
定時株主総会	優先株式	62	6.275	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	国内 土木	国内 建築	海外 建設	不動産	計				
売上高									
外部顧客への売上高	55,898	22,049	10,258	1,030	89,236	100	89,336	-	89,336
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	0	26	-	97	124	46	170	170	-
計	55,898	22,075	10,258	1,128	89,360	146	89,507	170	89,336
セグメント利益 又は損失()	4,807	362	292	199	4,936	9	4,926	-	4,926

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、損害保険代理店業及び物品の
販売・リース事業等を含んでいる。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	国内 土木	国内 建築	海外 建設	不動産	計				
売上高									
外部顧客への売上高	30,528	33,308	7,895	599	72,331	91	72,422	-	72,422
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	43	151	-	98	292	22	314	314	-
計	30,571	33,459	7,895	698	72,623	113	72,737	314	72,422
セグメント利益 又は損失()	220	389	588	232	651	11	639	-	639

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、損害保険代理店業及び物品の
販売・リース事業等を含んでいる。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	7円59銭	1円38銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,637	509
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,637	509
普通株式の期中平均株式数(千株)	347,437	370,137
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	6円55銭	1円27銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	55,369	30,023
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)
 該当事項なし。

2【その他】

該当事項なし。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月8日

東洋建設株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大田原 吉 隆
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢 部 直 哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東洋建設株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東洋建設株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。